

○福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

平成三十年三月二十三日
福島県条例第三十六号

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例をここに公布する。

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。)第十八条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(制限する区域及び期間等)

第二条 法第十八条の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、別表の上欄に規定する区域について、同表の下欄に規定する期間とする。ただし、住宅宿泊事業を営む旨の届出をした、又は届出をしようとする者(以下「住宅宿泊事業届出者」という。)からの申請により、当該期間に住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと知事が認めて当該申請をした者に通知したときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により申請があった場合には、当該区域を管轄する市町村長に当該申請に係る書面の写しを送付し、当該申請に関し、住宅宿泊事業の実施を制限する必要があるかどうかについての意見を求めるものとする。

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

2 住宅宿泊事業届出者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第二条の例により知事へ申請をすることができる。この場合において、当該申請は施行日以後において同条の規定に基づいてなされた申請とみなす。

3 知事は、前項の規定により申請があった場合は、施行日前においても、第二条の例により、その通知をすることができる。この場合において、同条の規定の例により通知を受けたときは、施行日以後において同条の規定により通知を受けたものとみなす。

別表(第二条関係)

区域	期間
学校等の施設(旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第三条第三項第一号及び第二号に掲げる施設(田村市、檜枝岐村及び飯舘村の区域に存する施設を除く。)をいう。)の敷地から周囲百メートル以内の区域	次に掲げる期間を除く期間 一 日曜日及び土曜日 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日 三 一月一日から同月七日まで、三月二十四日から四月五日まで、七月二十一日から八月二十四日まで及び十二月二十四日から同月三十一日まで